我が事・丸ごと地域づくり推進事業について

　　　山形市では、平成２９年10月より国の事業である、我が事・丸ごとの地域づくり推進事業を進めています。

　　 山形市社会福祉協議会では、山形市よりこの事業を受託し、地区社会福祉協議会との協働により住民主体で取り組めるよう支援しています。

　山形市が進める具体的推進内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 我が事・丸ごと地域づくり推進事業 |
| 実施主体  （第２条） | 山形市社会福祉協議会  各地区社会福祉協議会 |
| 助成金  （第４条） | 新規　１拠点　４００，０００円  継続　１拠点　１００，０００円  ※既に実施している地区の２拠点目について実施することも可能とする。 |
| 目的  （第１条） | 子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民の身近な圏域で住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの構築を図る。 |
| 実施方法  （第３条） | ※「我が事」の地域づくり  　１　拠点を設け、住民が気軽に集まり、交流を図ることができる場づくり。  　２　地域生活の困りごとに関心を持つための機会を設ける。  　３　地域生活の困りごとの把握と解決を考える体制づくり。  ※「丸ごと」の地域づくり  　１　生活に関する相談を包括的に受け止める拠点づくりとその周知。  　２　拠点に来られない方や支援を求められない方の相談を受け止める体制づくり。  　３　専門的な支援が必要な場合は、適切な専門機関につなぎ、解決を図ることができる体制づくり。 |
| 事業実施の留意点  （第３条）  （第４条） | １　活動拠点では、広く住民が参加できるように工夫をして相談活動を行うこと。（広く住民が参加できる工夫として、活動拠点の他の場面（サロン、百歳体操、研修会や学習会等の学びの場、趣味活動等）で相談活動を行うことも考えられる。  ２　相談日数は月８回以上とすること。  ３　月１回以上は専門機関や生活支援コーディネーターによる相談日を設けること。  ４　拠点や活動場所における相談は気軽に何でも話が出来るように配慮すること。  ５　把握した困りごとは地域で話し合い、解決できない課題は専門機関につなぐこと。  ６　福祉分野に留まらない地域の担い手にも参加いただき、地域総ぐるみの実施を考えること。 |
| 活動費補助金の留意点  （第４条）  （第６条） | 1　活動費が補助金額に達しない場合、その差額を市社協が別に定める日までに返納すること。  ２　補助対象経費は、需用費、使用料及び賃借料、役務費、備品購入費、拠点において相談等に係る者の実費弁償費での活用に限ること。  ３　備品を購入もしくは廃棄する際は、市社協に相談すること。  ４　備品とは、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できて、購入金額が５０，０００円以上（３００，０００円以上のものは認めない。）のものとすること。 |
| 月次報告書の留意点  （第８条） | １　月次報告書には、相談内容や把握した困りごとを簡潔に記入する。  （個人情報は記入しないこと）  ２　月次報告書は、翌月１０日までに市社協に提出する。相談活動を行う場所が複数の場合は活動場所ごとの月次報告書で可能とする。 |